

平成26年第3回大仙市議会定例会会議録第3号

平成26年9月9日（火曜日）

議事日程第3号

平成26年9月9日（火曜日）午前10時開議

第1 一般質問

第2 議案第92号 大仙市民体育館条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第3 議案第93号 大仙市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第4 議案第94号 大仙市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第5 議案第95号 大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第6 議案第96号 大仙市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第7 議案第97号 大仙市仙北民俗資料館設置条例を廃止する条例の制定について
(質疑・委員会付託)

第8 議案第98号 平成25年度市立大曲病院事業剰余金の処分について
(質疑・委員会付託)

第9 議案第99号 平成25年度大仙市上水道事業剰余金の処分について
(質疑・委員会付託)

第10 議案第100号 平成26年度大仙市スキー場事業特別会計への繰入額の変更について
(質疑・委員会付託)

第11 議案第101号 平成26年度大仙市一般会計補正予算（第5号）
(質疑・委員会付託)

- 第 1 2 議案第 1 0 2 号 平成 2 6 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 2 号）（質疑・委員会付託）
- 第 1 3 議案第 1 0 3 号 平成 2 6 年度大仙市スキー場事業特別会計補正予算（第 2 号）（質疑・委員会付託）
- 第 1 4 決算特別委員会の設置について
- 第 1 5 決算特別委員会委員長、副委員長の選任について
- 第 1 6 議案第 1 0 4 号 平成 2 5 年度大仙市一般会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 1 7 議案第 1 0 5 号 平成 2 5 年度大仙市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 1 8 議案第 1 0 6 号 平成 2 5 年度大仙市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 1 9 議案第 1 0 7 号 平成 2 5 年度大仙市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 0 議案第 1 0 8 号 平成 2 5 年度大仙市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 1 議案第 1 0 9 号 平成 2 5 年度大仙市奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 2 議案第 1 1 0 号 平成 2 5 年度大仙市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 3 議案第 1 1 1 号 平成 2 5 年度大仙市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 4 議案第 1 1 2 号 平成 2 5 年度大仙市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 5 議案第 1 1 3 号 平成 2 5 年度大仙市特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 6 議案第 1 1 4 号 平成 2 5 年度大仙市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）
- 第 2 7 議案第 1 1 5 号 平成 2 5 年度大仙市老人デイサービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について（質疑・委員会付託）

- 第 28 議案第 116 号 平成 25 年度大仙市スキー場事業特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 29 議案第 117 号 平成 25 年度大仙市内小友財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 30 議案第 118 号 平成 25 年度大仙市大川西根財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 31 議案第 119 号 平成 25 年度大仙市荒川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 32 議案第 120 号 平成 25 年度大仙市峰吉川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 33 議案第 121 号 平成 25 年度大仙市船岡財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 34 議案第 122 号 平成 25 年度大仙市淀川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 35 議案第 123 号 平成 25 年度市立大曲病院事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 36 議案第 124 号 平成 25 年度大仙市上水道事業会計決算の認定について (質疑・委員会付託)
- 第 37 請願第 2 号 協和地域の国道 13 号の早期 4 車線化に関する請願書 (委員会付託)
- 第 38 請願第 3 号 政府による緊急の過剰米処理を求める請願 (委員会付託)
- 第 39 請願第 4 号 農業委員会、企業の農地所有、農協改革など、「農業改革」に関する請願 (委員会付託)
- 第 40 陳情第 12 号 軽度外傷性脳損傷の周知、及び労災認定基準の改正などを求める陳情 (委員会付託)
- 第 41 陳情第 13 号 消費税増税に関する意見書の提出を求める陳情 (委員会付託)

出席議員 (27 人)

1 番 富岡喜芳

2 番 秩父博樹

3 番 細谷洋造

4番 佐藤隆盛	5番 後藤健	6番 佐藤育男
7番 石塚 柏	8番 藤田和久	9番 佐藤文子
10番 小山緑郎	11番 茂木隆	12番 佐藤芳雄
13番 古谷武美	14番 武田隆	15番 金谷道男
16番 高橋幸晴	17番 大野忠夫	18番 小松栄治
20番 佐藤清吉	21番 児玉裕一	22番 高橋敏英
23番 千葉健	24番 大山利吉	25番 本間輝男
26番 鎌田正	27番 橋本五郎	28番 橋村誠

欠席議員（1人）

19番 渡邊秀俊

遅刻議員（1人）

4番 佐藤隆盛

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市長	栗林次美	副市長	久米正雄
副市長	老松博行	教育長	三浦憲一
代表監査委員	福原堅悦	総務部長	佐藤芳彦
企画部長	小松英昭	市民部長	山谷勝志
健康福祉部長	小野地淳司	農林商工部長	佐々木誠治
建設部長	小松春一	上下水道部長	岩谷友一郎
病院事務長	柴田敬史	教育指導部長	小笠原晃
生涯学習部長	滝沢清寿	次長兼総務課長	伊藤義之

議会事務局職員出席者

局長	木村喜代美	次長	伊藤雅裕
副主幹	田口美和子	副主幹	富樫康隆
主査	佐藤和人		

午前10時00分 開 議

○議長（橋村 誠） おはようございます。

これより本日の会議を行います。

欠席の届出は、4番佐藤隆盛君、19番渡邊秀俊君であります。

○議長（橋村 誠） 本日の議事は、議事日程第3号をもって進めます。

○議長（橋村 誠） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。10番小山緑郎君。
（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、10番。

【10番 小山緑郎議員 登壇】

○議長（橋村 誠） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○10番（小山緑郎） 皆さん、おはようございます。新政会の小山です。私からは大きく3点について質問させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

早速質問に入りますけれども、まず最初に1点目の健康増進センター東部の業務体系について質問させていただきます。

平成23年4月より健康増進センター8分室が3カ所に統合となり、現在、太田、仙北、中仙が東部分室となり、中仙支所内に入り、業務を行っております。

東部母子健康事業の会場は、地理的条件や対象者数から見ると中仙地域が望ましいわけですが、保健センター機能を果たせる環境設備が整っておらず、本来の機能の整った仙北保健センターで事業を実施することになり、現在に至っております。

仙北保健センターは、相談室、診察室、調理実習室などの保健センター機能が整っていることから、東部の乳幼児保健健診会場や離乳食教育会場、パパママ教室、食生活養成講座等の事業も全部仙北保健センターにて実施しております。

中仙支所内で乳幼児健診等の実施が可能であれば状況も変わってくるわけですが、現時点では専用に使える部屋もなく、乳幼児健診会場と改善センターとしての活動の場と兼用も不衛生なため、感染予防の点からも適正ではありません。それに加えて、仙北保健センター、太田保健センターの施設管理もしてございまして、修繕やトラブルの定期点検の立ち会い、保健師が行っている状況であります。緊急時の即対応が難しい、

また、防火管理者の施設内の不在、特に冬場は屋根の雪や除雪管理、また、安全面にも常に注意が必要であります。特に移動時間のロスが多いということでもあります。

乳幼児健診、予防接種等、全て仙北保健センターで実施しているため、母子保健関係での移動時間が多い。各単位での健診日が年間約12日くらいありまして、健診項目は4カ月健診、7カ月健診、1歳6カ月健診、2歳6カ月健診、3歳児健診、乳幼児健康相談、また、離乳食教室等多くありまして、準備も含めて往復1時間くらいかかるとすると、移動時間約280時間、一日8時間と見まして280時間、日数に換算すると約35日、1カ月分となっております。事業がある度に、毎日5、6人のスタッフが1人往復1時間くらいの移動時間がかかり、効率面、また、安全面、特に冬場の安全面に対しても夏場に比べて大変と思われれます。

そうしたことから、仙北保健センターに事務所を置くことによって総合的に効率の良い業務体系ができると思います。保健センター内に事務所があると、乳幼児の相談が突然来ても、わざわざ部屋を借りる必要もなく、また、計測等もすぐに対応できる状態になりますし、ロス時間を保健指導、または訪問等にかえることができれば、住民サービスにもつながっていくこととなります。

4年目に入り、ほとんどの母子事業が仙北保健センターにて実施されている現状からして、中仙支所内に事務所を置かれていることに対してお伺いをいたしたいと思います。

1点目の質問、よろしく申し上げます。

○議長（橋村 誠） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 小山緑郎議員の質問にお答え申し上げます。

質問の健康増進センター東部の業務体制についてであります。現在の健康増進センターの体制は、第2次行政改革大綱による組織機構の見直しにより、平成22年度から中央、西部、東部の3分室の体制となっております。

中仙庁舎へ東部分室を設置した理由は、市民の利便性の確保と市民生活に直結する地域包括支援センターや関係課が常に横断的な情報交換を図りながら、行政サービスを提供するために実施されたものであります。

再編後の状況については、多様化する保健業務を各分室が統一した内容で実施するため、成人、母子、栄養、精神の担当制及び地域担当制の導入による効率性や分室間の連携等により、効果的な事業推進が図られているものと思っております。

東部分室の乳幼児健診については、中仙庁舎には健診に適した広さと安全性を確保できるスペースがなく、また、中仙農村環境改善センターは市民活動の利用率が高く、健診での衛生面に問題があり、内部改修が可能かどうか検討しましたが、いずれも無理であることから断念したところであります。

そうしたことから、同じ東部地区にある仙北保健センターが施設及び設備が最も充実しており、市民が快適に受診できることと、健診医師の利便性を考慮して決定したところであります。

なお、平成25年度において中仙庁舎へ来庁しての成人検診、予防接種、乳幼児健診等についての相談や問い合わせなどの件数は801件となっております。こうしたことから、現在の健康増進センター東部分室の業務体制については、市民からの理解と定着が図られていることから、現状の体制で継続してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○10番（小山緑郎） 答弁ありがとうございます。例えば大曲の場合は、事務所の2階に保健センターがあります。西部も事務所の上に保健センターがあつて、非常に近い業務体系となっております。今、答弁の中で、例えば中仙でもし事務所が移動した場合、不合理なことがあるのかなってこう感じて私いろいろ調べてみましたが、直接中仙の事務所に訪れるというのは、例えば健診終わった後のその後の結果についての例えば健康相談があるそうです。はじめは13人くらいいたそうですけれども、ただ、それも日にちを指定しての訪問ということで、それなりに対応できるのかなという、あともう一つは、直接来られる関係の仕事となれば、母子手帳の交付、これも月平均大体5人くらい来るようですけれども、この母子手帳については大曲でも西仙でも事務所があれば取れるということで、例えば勤務状況からして大曲に勤めている方が多い関係からして、結構中仙以外でも取られているということでありまして、そうしたことから考えても、そんなに支障は、ゼロとは言いませんけれども、ないような感じがしております。とにかく今、私言ったとおり、職員の関係の勤務に対しての移動、そうしたことが非常にこう不合理というかね、効率の悪いあれになっておる状況なようですので、何とかいろいろご検討いただきながら改善をお願いいたしたく質問したわけでありまして、何と

かそういう職場の声を吸い上げていただく、やっぱりこれ、管理職の務め、上層部の務めだと思いますので、そうしたことをもう一度検討していただければと思いますけども、ちょっとその点についてお願いしたいと思います。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 小山議員の再質問にお答えいたしますが、従来の各合併前の市町村毎にやっていた、いわゆるこの保健センター業務と合併後のこの保健センターを含めた様々な業務については、やはりかなりこの地域を広くして限られた人材を最大限活用できるような仕組みにしなければならない時代に入っているのではないかなと認識しております。特にこの地域包括センターの問題であります、これが今の高齢者社会の中で最大限機能させるような仕組みにしていかなきゃならないというのが、これからの大きな課題というふうに捉えておりますので、いずれの場所にいろいろ、例えば東部、西部、中央という形にしたとしても、旧町村から見ますと、どこの場所に入っても、やはり従来の八つの市町村でやっていたやり方とは違って来るわけでありますので、その辺は全体の中でひとつ職員もいろんな工夫をして、この業務に取り組んでいただきたいというふうに私は思っております。

この件については、3部体制ということについては、相当現場とも協議を重ねた上で、こういう仕組みを作ってきたというふうに私は思っておりますので、現体制で十分機能できるのではないかなと思っております。

なお、その様々な施設管理的な部分については、それはどこに職員がいても、当然主に使用するところが、その一義的な施設管理的な部分も担わなきゃなりませんので、全部管財でやるわけにもいきませんので、その辺は理解をしていただきたいなと思っております。

○議長（橋村 誠） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○10番（小山緑郎） 今、答弁いただいたわけですけど、包括支援センター、隣にあるわけですけども、本当に行き来ないって、結構行き来あると思いますけども、ただ、趣旨っていうのはね、保健センターというのは病気にならないように防止するのが、予防が保健センターでありまして、包括介護支援センターは、なった人を介護するというか、そういう見方をする事業で、事業目的がはっきり分かれていますので、そんなにこう

行き来は、電話でもできる、行き来ないという、隣でなければならない必要はないと私感じていましたけども、その点を酌み取りながら、今いろいろなこれからの市の先に向かっただけ、こういう経過はあるようですけれども、何とかそうした働いている方々のこのいろいろな要望を聞きながら、これからの改善をお願いいたしたくよろしくお願い申し上げます。1つ目の質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

○議長（橋村 誠） 答弁は。

○10番（小山緑郎） いいです。

○議長（橋村 誠） 次に、2番の項目について質問を許します。

○10番（小山緑郎） それでは、2点目の街灯のLED事業についてお伺いしたいと思います。

現在までESCO事業で将来的な経費節減のためのLED化事業が実施されており、我が中仙地域でも当初から市で管理している街灯につきましては、LED化されており、大変助かっております。

中仙地域では、合併前から現在まで、防犯灯につきましては管理は地元でしたが、電気料については市の負担となっておりますが、一般の街灯につきましては、管理も電気料も地元で負担しております。聞くところによりますと、太田地区、神岡地区の一部も、前に電気料につきましては地元負担だったと聞いております。今後、交換後は維持管理も市に移行していただけると聞いておりますが、中仙地域につきましては説明会で地元で管理している街灯につきましては、取り外し撤去費を負担していただくとの何か説明があったと聞きましたが、本当なのか、また、現在の事業の進捗状況と今後の計画、地元負担が生じた場合の内容についてお伺いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。久米副市長。

【久米副市長 登壇】

○副市長（久米正雄） 質問の街灯のLED化事業についてお答えを申し上げます。

はじめに、市全体のLED設置事業の現状につきましては、大仙市が所有する街路灯1万1,122灯のうち、200W以下の防犯灯については、平成24年度においてESCO事業により9,066灯のLED化を完了しております。また、ESCO事業完了後、神岡地域や太田地域のように、商工会や自治会が管理していた街路灯を廃止し、

新たにLED灯を設置したものと、市民からの要望により新設したものを合わせ282灯が追加されておりまして、LED化された防犯灯は全部で9,348灯となっております。

なお、街路灯のうち200Wを超える道路照明、いわゆるハイウェイ灯1,188灯につきましては、LED灯の製造単価が高価であり、加えて導入後の省エネルギー性能の効率化が進んでいないことから、現段階でのLED化は考えておりません。

議員ご質問の自治会等が管理している街路灯の市への移管とLED化についてであります。その手法は二通りあります。

その一例が、太田地域においては、主に集落の既存電柱などに設置されている街路灯の設置間隔等について、あらかじめ調査を行い、市に移管する街路灯を決定した後、市が既存街路灯の撤去と新たな街路灯の設置を行うこととなっております。この場合、移管した街路灯の撤去は市が行うために費用の負担は生じませんが、移管されない街路灯については、引き続き使用するか設置者が撤去する必要があります。

一方、神岡地域のように商店のPR看板を兼ねて、そして設置間隔が近接している専用の商業灯の場合は、所有者が個人であり、市への移管はできないため、防犯上必要となる箇所、概ね50mに1カ所に市があらかじめLED防犯灯の設置を行った後、設置者である組合等が商業灯の撤去を行う方法となります。この場合は、撤去にかかる費用は、商業灯を設置した組合等の負担となりますが、撤去費の2分の1が補助対象となる「大仙市商店街環境整備に対する補助金」、これを活用し、負担の軽減を図りながら神岡地域の事業は完了しております。

現在、中仙地域で集落等が管理している街路灯は472灯ありまして、この移管について地元自治会と調整した結果、協議が整った14集落の129灯について、今時定例会にLED化事業にかかわる経費を計上しておりまして、残り343灯は、今後2カ年で整備する予定であります。この集落等が管理する街路灯については、完了済みである太田地域と同様の方法を予定しているため、移管する街路灯については地元負担は生じません。

なお、商業灯につきましては、神岡地域と同様のケースとなることから、撤去費用にかかわる地元負担については、補助金制度を活用していただき、負担の軽減を図っていただきたいというふうに思っております。

【久米副市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○10番（小山緑郎） ありがとうございます。商業灯はまた別として、私たち普段ほとんど街灯が、電柱についた街灯がほとんどなんです、我々地元でやっているのはね。それに対しては撤去費は生じないということでもいいのかな、ちょっと確認させてもらいたいですけども。

○議長（橋村 誠） 久米副市長。

○副市長（久米正雄） 電柱についておる街路灯については、この後は市が負担しますので、地元負担の費用負担は生じません。

○議長（橋村 誠） 再々質問はありませんか。

○10番（小山緑郎） はい、わかりました。何か住民の方々がね、そういうちょっと勘違いしていて、全部撤去費払わねえのかなということのいろいろ問い合わせがあったもんですから、ちょっと確認したわけでありまして、何とか地元負担がかからないよう、よろしく今後のご配慮をお願い申し上げまして2つ目の質問を終わりたいと思います。

○議長（橋村 誠） 次に、3番の項目について質問を許します。

○10番（小山緑郎） それでは、3点目の雪対策総合計画について質問させていただきます。

昨今4年続きの大雪で、除雪費アップはもとより、きめ細やかな除雪体制に苦慮しているところでもあります。そうした中で山間部とか町中でも除雪車が入りきらないところとか、道路から離れている家等、手の届かないような箇所もあります。そうした中で、今、雪対策総合計画ということで計画しているわけですが、そうした自然環境が変わる中で、いろいろな対応策が検討されております。

今回の計画の中の自治会除雪業務委託モデル事業とは、どのような内容の検討をされているのかお伺いいたしたいと思います。

私ども会派では、昨年12月18日に豪雪地帯で有名である新潟県の十日町市に除雪体制についてということで視察に行ってきました。その中で、市民との連携等取り組み状況について研修してきました。

十日町市では、冬期集落保安員設置条例を設け、活動しておりましたが、これは12月1日から3月31日までということで、内容としては、除雪の援助、救急患者が発生

したときの輸送、または医師往診の送迎の協力、特に困難な地域のあらゆる支援、孤立状態の地域、過疎化・高齢化の著しい地域の生活維持向上を図るために、冬期間、保安要員として置くもので、月15万円の報酬、県の補助もあったようですけども、行っている事例でありました。

またもう一つ、集落単位の共助を進める「集落安心づくりの会」補助金制度、これは会設立後の一律10万円の補助ですが、支援内容として冬場の避難経路確保や安否の確認、屋根の雪下ろし支援、日常の見守り、事故・災害時の救援等で、市は補助金の支給を行うのみで、団体設立の養成や指導等は行わず、活動については各団体に任せているという事例でありまして、もしそのような内容の事業であった場合に参考にさせていただければと思います、質問させていただきましたので、よろしく答弁方お願いしたいと思います。

もう一つの2つ目の屋根の雪下ろしに対する事故防止について質問させていただきます。

昨今、雪下ろし作業中の落下事故等、増加傾向にあります。死亡に至る事故も多く発生しており、安全対策が急務となっております。そうした中で、安全講習会等も行われ、実施はしているものの、特に高齢者等、日中どうしても若者が勤めに出ると自宅の屋根の雪下ろし作業とか一人作業は駄目だと言っても、人がいなければやっぱり一人で屋根に上がっているのが現状だと思います。安全帯、命綱を使用しなさいと言っても、綱をつなぐ場所がなかったり、スコップ等にロープをつないで雪の中で埋めて行ったりとか、近くに木があったら、それにつなぐとか、いろいろな例はありますけれども、なかなか一人作業では難しい状態であります。業者をお願いするにしても、誰が雪下ろしするにしても、安全帯は必要であるが、かける場所がない、特に農家の場合だと、作業場が非常に危険であります。そうしたことから、特にいろいろな屋根の形態もあるわけですが、特に落雪型の屋根等の場合、例えば新築時等、確認申請とかありますけども、また建築基準等へね、雪国の特徴だと思いますけども、フックの取り付け等を義務付けるとか、また、対策が必要ではないかと思います。取り付け箇所なんかも雪降ってからいろいろ場所によって作業性もありますけども、形状等については、やはり専門家と協議していただければと思いますが、何らかの対策が必要だと、こう思われます。そうしたことから、雪対策総合計画の中での検討をお願いいたしたく質問させていただきましたが、あわせて、現在市で雪下ろし作業を斡旋している業者がいるわけですが、登録

業者等は、どのような形で安全帯を使用して作業を行っているのかもちょっとお聞きしたいと思ひまして、伺いたひと思ひます。

○議長（橋村 誠） 3番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の雪対策総合計画についてお答ひ申し上げます。

はじめに、自治会除雪業務委託モデル事業の内容につきましては、生活道路のうち、利用者がほぼ限定される路線について、市から自治会に直接除雪作業を委託し、除雪基準の設定から作業実施の判断、さらには除雪を行う方法までの全てを自治会自ら決めた上で除排雪を実施していただく事業を予定しております。

現在の除雪体制は、機械による除雪と消融雪施設による除雪があり、機械除雪は全ての地域において同一基準により運用されているのに対し、その多くが組合の運営による消雪パイプについては、受益者組合がその管理運営を行い、地域の実情に合った除雪体制をとっております。

昨今、高齢世帯の増加や市民ニーズの多様化に対応するためには、消雪組合の運営のような方法を機械除雪の一部にも取り入れる必要があると考えており、これにより地域の実情に合った効率的な効果的な除雪に加え、地域に眠る除雪機械やマンパワーを有効に活用することも可能になると考えております。

一例を申し上げますと、地域のマンパワーを活用して除雪経費を節約した分で、一斉の間口除雪や排雪を行うことなどが考えられます。

本事業の制度構築につきましては、議員よりご教示いただきました新潟県十日町市の先進事例なども参考にしながら、モデル自治会が実施する除雪方式の分析、検証を十分に行い、少子高齢化社会に対応した持続可能な除雪方式の検討を進めてまいりたいと考えております。

質問の屋根の雪下ろしに関する事故防止についてお答ひ申し上げます。

市では、平成24年度から「大仙市における住宅の屋根の有効な除雪対策」をテーマに、住生活ワークショップを開催し、市内建築業界各種団体の代表者と意見交換を重ねてまいりました。この提言を受けて、今年度から住宅リフォーム支援事業を拡充し、5万円以上の克雪対策工事に対して15%の補助金を交付しております。

新築住宅においては、雪を考慮した配置計画や屋根形状にすることにより、屋根の雪下ろし等が不要になる住宅の建築が望ましいところですが、雪下ろしが必要となる場合

は、ご提案の命綱用フックの取り付けも、安全確保の一つの方法として効果を発揮するものと考えております。ワークショップでも落下事故を未然に防ぐための有効な手段として検討され、2カ所のフック取り付けで4万円から5万円と試算の上、推奨工事とされております。

秋田県でも、概ね60歳以上の方がお住まいの世帯を対象に雪下ろしの安全対策として、はしごの固定金具を無償で設置するなどの施策を行っており、市といたしましても県の対策とあわせて命綱用フックの取り付けやはしごの固定などの簡単な工事から融雪装置の設置工事まで、多様なニーズにあわせた克雪住宅を推進しながら、屋根の雪下ろし作業中の落下・落雪事故等の防止につなげ、市民の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

また、質問の雪下ろしを行う業者の安全帯の使用方法についてであります。屋根の上や付近に安全帯を固定することが困難な場合には、屋根の反対側の家の柱や大きな木に結びつけたり、アンカーを設置し固定するなど、状況に応じた工夫をしていると伺っております。市では、これまで雪下ろし業者等に対して大曲仙北建設技能組合連合会と連携して「雪下ろし技能講習会」を開催するなど、安全帯の使用を強く呼びかけているほか、消防、警察など関係機関と共同で雪下ろし事故に関する注意喚起を行ってきたところであります。今冬に向けましては、新たに市民向けの講習会を開催するほか、広報、ホームページなどを活用した啓発活動の充実を図るなど、「雪下ろし事故ゼロ」を目指して事故防止に向けた取り組みを強化してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○10番（小山緑郎） ありがとうございます。雪対策につきましては、いろいろ今答弁いただいたわけですが、まだこれからのいろいろ検討となると思います。いろいろ予算つけの補助金を考えているのかわかりませんが、いろいろ昨今の豪雪状況の中で、行政だけでは隅々まで目を配りながらの管理体制には無理があるのも事実であります。そうしたことから、住民、市民の力を借りて、共助の精神をもって今後進めていく必要があると私は思います。私も冬になりますと、近所の高齢者宅2件の除雪をやってあげております。朝2時間、びんとかかります。そうしたことから、自助、共助

をもって地域の今後の安全・安心を守って維持していくことが求められてくると思いますが、そうした中でいろいろな今後の弱者に対して、また、いろいろな若者がいなく、高齢者宅とかいろいろこれから増えてくると思いますので、そうしたことを考慮しながら良い政策にしていいただければと思いますが、何とかよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 議員からご指摘いただいた様々な課題については、総合的にはこの雪対策の総合計画の中で一定の考えでまとめているつもりであります。まだまだ計画の中で反映しなければならない課題等ありますので、中間的な報告はさせていただいておりますが、様々議会からもこの後も協議会等でご指摘していただくようなことがたくさんあると思ひますので、その辺を反映しながら、まず計画をきちっとしておきたいと思ひております。そういう大きい計画の中で、やはりその雪の具体的対策というのは、やはり計画の中で具体的に全部具体的なものは盛られるわけではありませぬので、それぞれの地域とか様々な事情に合った具体策、予算を伴うものについては、やはりその都度また加えていくという考え方で、基本は対策の中に、雪対策総合計画で組みますけれども、具体策については、やはりそれぞれいろいろ実行に移した段階で様々な対応を柔軟に考えていかなきゃならないと思ひておりますので、ひとつこれからもよろしくご指導をお願い申し上げます。

○議長（橋村 誠） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○10番（小山緑郎） ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

また、屋根の雪下ろしの件の方につきましては、雪が降らなければ一番良いわけなんですけれども、そうもいきませぬ。そうした痛ましい事故が少しでも減少していただくことを心から願ひながら私の質問を終わらせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○議長（橋村 誠） これにて10番小山緑郎君の質問を終わります。

【10番 小山緑郎議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、15番金谷道男君。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、15番。

【 15番 金谷道男議員 登壇】

○議長（橋村 誠） 1番の項目について質問を許します。

○15番（金谷道男） 大地の会の金谷です。質問の通告に従いまして、2項目について質問をさせていただきます。

最初に、ふるさと納税について質問させていただきます。

平成20年に地域振興策の一つとして、ふるさとや応援したい自治体に寄附した場合に、所得税や住民税が軽減されるふるさと納税制度が始まって6年になりました。新聞報道によりますと、安倍政権は、この制度は地方の活性化に役立っているとの認識のもと、来年度の税制改正で、ふるさと納税の上限を2倍にするとともに、さらなる手続きの簡素化を図り、地方創生の推進施策としたいようであります。

私は先日、ふるさと納税の実績について文書質問をさせていただきました。その回答によりますと、大仙市においては平成20年度からこれまで、総額4,847万5,286円の寄附を16都県の110名の方々からいただき、これを財源に、これまでふるさと納税文庫、観光PR映像制作、中核病院整備事業等に活用してきました。大変有り難いことだと思います。

ふるさと納税は、先程申し述べましたような国の政策誘導もありますので、今後さらに増えることを期待したいところであります。

さて一方で、このふるさと納税を、より多くしていただくことを狙って、地元の特産品を贈ることを行っている自治体も多くありますし、それがあある意味、競争になっている様相を呈しています。このことに対しては、税の絡む寄附であるようなふるさと納税は、いたずらに射幸心をあおったり、見返りを期待してするものではないという考え方もあり、賛否両論が存在していると思います。

私もこれまで、どちらかという贈り物をしてまで寄附かというような感覚を持っておりましたが、しかし最近、地域での市民の方々といろいろな対話をする中で、ちょっと考えさせられました。それは、ふるさと納税をしてくださる方々は、納税先の自治体が活性化してほしい、住んでいる人たちが元気になってほしいと思って寄せてくれています。また、その使い道についても、大仙市の場合で見ても、指定しての納税は17.9%ぐらいです。大部分は指定のない、まさに活用については、住んでいる皆さんが創意工夫をして地域を元気にしてくださいという意味だと思います。そこで、このお金をどう活かすかということは、各自治体の考え方、知恵の出どころであり、結

果をやっぱり示すことが必要かと思えます。

そこで、地域産物を贈るということ、贈り物という感覚よりも、ふるさと納税を原資に地域産業の振興、つまりは特産品の開発、あるいは販売促進を行う事業に充てると考えれば、あながち特産物を贈ることは問題があると、まあ多少の問題あるにしても、意味のあることではあると思えます。そして、当然に贈る場合は、自信のある産物を贈るものですから、その寄附していただいた方から、さらに購入のリピーターになってもらうとか、あるいはまた、特産品や大仙市全体の宣伝マンになっていただけるようなことも期待できるのではないかと思います。贈り物をしてまでの寄附はいらぬという考えも否定はしませんが、もう一步考えを進めて、大仙市の特産物の品質向上とか宣伝の事業という発想で特産物を贈るということを考えても良いのではないかと思います。市長のお考えをお聞かせください。

○議長（橋村 誠） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 金谷道男議員の質問にお答え申し上げます。

質問のふるさと納税についてであります。本市では、大仙市をふるさととし、応援しようとする皆様の想いを形にすることを目的に「大仙市ふるさと応援基金」を創設し、首都圏ふるさと会や市のホームページなど、様々な機会を捉え周知に努めてきた結果、制度開始となった平成20年度から寄附件数及び寄附金額ともに、県内では上位となっております。

これまで寄附をいただいた皆様には、この場をお借りいたしまして、心から感謝を申し上げます。

さて、本市におけるこれまでの制度の取り扱いにつきましては、出身地に限らず本市を応援したいという方からの寄附を募るという制度の趣旨を踏まえ、これまで特産品等の贈呈は行っておらず、寄附された皆様へは、礼状のほか、中には市の負担となることを理由にお断りする方もおられますが、市広報紙「だいせん日和」を1年間無料で送付させていただいているところであります。

ふるさと納税制度につきましては、これまでの税制改正により、ふるさと納税がしやすくなり、寄附件数及び寄附金額が増加傾向にあることや議員ご指摘の県内外の自治体において特産品等を贈呈することが実績を伸ばしている事例があることは承知しております。これは、特産品等の販売促進や地域産業振興の一助となるということで、参考事

例の一つとして認識しております。

制度発足から6年目を迎え、国においても制度を拡充させる動きもあることから、先般、本市としてもこれまでの取り組みを総括し、今後のふるさと納税のあり方について検討するよう指示したところでありますが、国の動向などを注視するとともに、ふるさと納税していただいている方々や首都圏ふるさと会等の皆様のご意見を伺うなどしながら、総合的に検討してまいりたいと考えております。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○15番（金谷道男） ただいまの市長の答弁、実施も含めて調査、研究してみたいということというふうにとらせていただきました。是非速やかに検討に入っていただきたいなと思います。

私、先程申し上げましたとおり、この贈り物といいますか、地場産品を贈るということについては、贈る側も、それから納税した側にも、私、賛否両論はあるのだと思います。それも含めて、是非私はやっていただきたいなという思いで少ししゃべらせていただきますが、やっぱり特産品も、今あるもので拡大したもの、あるいはこれから、いいものだけでも全国デビューできないような品物、あるいは特産物以外の例えば観光地とか温泉招待とかということも含めて考えられると思いますが、そういったもの、大仙市をアピールしながら、ある意味ではお礼もできるという、そういった内容のものを検討してみてもどうかと思います。そういった場合には、是非市、やはり庁舎の中、それから庁舎の外の方、今、市長もおっしゃっていましたが、そのふるさと会の方々も含めて、いろんなその大仙市全体の良さみたいなものを探す、そういういい機会にもなるのではないかなと思っています。

全国で、調べていると思いますけれども、寄附金が伸びている自治体では、やはり特産品などの内容とか、その品数、そういったものの充実だけでなく、やっぱりそれ専用のサイトを作ってPRしているというところもあるようでもあります。あるいはまた、クレジット決済の導入で伸ばしていると、そういう寄附の手続きの簡素化というようなことで伸ばしている事例もあるようでございました。私は寄附の増額も当然期待するところではあるんですが、あわせて私たちの元気になりたい取り組みを一生懸命

やっている姿を、こうしたことを通じて全国に発信する機会にしていいただければ、もしかすれば納税ばかりではなくて、こういういい市なので、ちょっと行ってみようか、あるいは最後、移り住んでみようと、そういうような夢も少し考えながら、ふるさとだから納税しようという方はもちろんですけども、それ以外に、ふるさとではないけれども住んでみたい、行って移ってみたいというところまで思われるような、そんなPRの一つの機会にも使えるのではないかなと、そんなふうに思いました。調査では多分、本当にこのふるさと出身者の方たちだけだったのか、それ以外の方も、そのふるさと納税、いわゆる寄附してくださった方は、そういった方も含まれているのかは、ちょっと、多分データの的には調べる項目はないのかと思いますけれども、いずれそういった面も含めて施策の検討をしていただきたいと思いますと思いますが、そこら辺の市長のお考えをお聞かせいただけたらと思います。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 金谷議員の再質問にお答えいたします。

この件につきましては、制度も拡充される。それと、税の趣旨がまだはっきり、従来のふるさと納税から、もしかすると税の趣旨みたいなものが少し変わるのではないかなというような状況もあるようであります。その辺も確かめながら総合的に、やはりこの制度を活用する時期に来ているのではないかなということで、今、議員ご指摘の様々景品の競争的な、つけてやるという方法も一つの方法であろうと思いますし、あるいは本来の我々当初から呼びかけてきたのは、ふるさと、あるいはふるさととってくれる方に対しての働きかけ、それに応えてくれた人に対する、やはり声も聞かなきゃならないと思いますので、まだどういう形にするかというのは、まだ白紙の状態ではありますが、広く調査をしながら、ある時点で、やはり大仙市としてのやり方を決めなきゃならないと思いますので、そういう段階でいるということをご了解願いたいと思います。

○議長（橋村 誠） 再々質問ありますか。

○15番（金谷道男） 私、先程も申し上げましたが、決して額を一杯にするためにこういう施策、それだけが目的でやるということについては、私も余り好ましいことではないと思います。ただ、これを原資に何をやるかといったときに、本来の業務としてやらなければならないというようなものに財源として充てるというのは、私はそれはいささかどうなのかなと。これはいわゆる、変な言い方ですが、あってないような話だと思いますので、むしろ既存の予算の中でできないような、ある意味でリスクのあるような、

そういったものも含めながらの使い道というのがよいのではないかなというようなことの思いもあり、今回こんな質問をさせていただきました。是非前向きな、いろんな先程市長おっしゃいましたとおり、いろんな角度からの検討をして有効に活かしていただきたいなということをお願いして1番の質問については終わりたいと思います。

○議長（橋村 誠） 一般質問の途中であります。この際、暫時休憩をいたします。再開は11時5分です。

午前10時52分 休 憩

午前11時04分 再 開

○議長（橋村 誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、2番目の項目について質問を許します。

○15番（金谷道男） それでは、公共施設等の老朽化対策について質問をさせていただきます。

今、全国の自治体では、高度成長期に人口増加を前提として建設された多くの公共施設等が老朽化し、更新時期を迎えているほか、年間の維持管理費も多額になっています。総務省の公共施設及びインフラ資産の将来更新費用の分析に関する調査結果によると、地方公共団体が所有する公共施設等で、耐用年数まで10年未満、あるいは耐用年数を超えているものの割合は、公共施設では4割、橋梁では1割などとなっているとのことです。

一方、地方の歳出は、高齢化による社会保障関係費の増大による扶助費の増加により、投資的経費である普通建設費に予算が回らない現状であります。

このような自治体の財政事情からして、全ての公共施設等を維持補修、更新することは困難である可能性があると述べております。このことは、大仙市においても同じことだと思います。もちろん、これらの施設は、その時々需要に応え、市民生活の向上に大きく貢献してきたことは否めません。しかし、人口減少、少子化が進み、多くの消滅集落の出現が予測されることが現実味を帯びてきた今、行政改革大綱実施計画を超えた公共施設等の維持管理、更新の計画的な対応が必要だと思います。

そこでお伺いしますが、過去に大仙市では公の施設の実態調査をしていますが、そのときは確か560余の施設でありました。その後もこの実態調査は続けていると思いますが、それは公共施設についてのみではないかと思えます。公の施設を含めた公共施設

とインフラ資産について、その実態調査を行っているのでしょうか。もし行っているようであれば、現在の施設総数、そのうち耐用年数が過ぎている施設、耐用年数まで10年未満の施設、それ以外の施設の数と割合がどのようになっているのでしょうか。また、これらの施設の年間維持管理経費は、総額でおおよそどのぐらいになっているのでしょうか、お伺いをいたします。

また、総務省では、今年4月に各自治体に対し、単なる公共施設の管理や削減といった視点でなく、将来のまちづくりの視点を加えた計画である公共施設等総合管理計画の策定を要請したとありましたが、これに対する大仙市の取り組みの状況はどのようになっているのでしょうか、以上お伺いいたします。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 質問の公共施設等の老朽化対策についてお答え申し上げます。

はじめに、公共施設の調査につきましては、合併時に8市町村が抱えていた施設をそのまま継承したことで、数は600を超え、類似施設も多くあったことから、効率的な施設運営を目指すため、平成19年度に公共施設の実態調査を実施しております。その調査内容を踏まえ、平成20年度から5カ年計画で譲渡や統合、廃止を進めた結果、道路、橋梁、上下水道などのインフラ施設を除いた現在の公共施設の数、500余りに減っております。

しかしながら、昨今、全国的に公共施設の老朽化対策が大きな課題となり、各自治体における厳しい財政状況の中で、人口減少等により公共施設の利用需要が変化していることから、総務省では平成26年4月に「公共施設等総合管理計画」を策定するよう全国の自治体に要請しております。この計画は、公共施設とインフラ施設を一体と捉え、施設の老朽化などの状況把握と、長期的な視点を持って施設の更新・統廃合・長寿命化などを総合的かつ計画的に管理し実施していく計画を策定するものであります。

本市においては、年々増大する施設の修繕経費や維持管理経費などが財政を圧迫していくことなどの課題に対応し、施設運営の見直しを図っていくため、総務省の要請の1年前に当たる平成25年度から財政課に経営改革班を設け、2カ年計画で全ての公共施設を対象に、取得年月日や取得価格、耐用年数や施設の経年劣化状態、利用者状況や管理運営経費などを把握する実態調査を実施中であり、これは総務省が示した「公共施設等総合管理計画」の準備作業に当たる取り組みと捉えております。

また、インフラ資産の調査についてであります。はじめに市が管理する道路につきましては、平成26年4月1日現在で6,642路線あり、その実延長は3,204kmであります。また、橋梁につきましては1,602橋ありますが、このうち橋長15m以上の橋梁232橋及び15m未満の橋梁については、通行止めにより影響が生ずる橋梁205橋の合わせて437橋について、平成23年度より点検に着手し、本年7月に橋梁長寿命化修繕計画を策定しております。

橋梁の耐用年数につきましては、一般的に50年程度と考えられておりましたが、これは財務省令等による減価償却年数を指しており、技術的に定められたものではありません。国土交通省の調査によりますと、橋梁の寿命は建設年代によって違いが見られ、例えば第2次大戦中が最も短く、30年から40年であるのに対し、近年は100年程度とされていますが、点検を行った437橋のうち今年度において50年を超えるものは27橋あり、残り10年未満となる40年を超えるものは173橋で、全体の40%を占めております。

また、上下水道のインフラ施設の状況については、上水道、簡易水道の浄水場及び配水池、下水道の処理場を合わせて、建屋等は110カ所あり、うち耐用年数を経過している施設は2カ所で全体の1.8%、耐用年数まで10年未満の施設は4カ所で3.6%、それ以外は94.6%となっております。

また、管路施設では、上下水道合わせて150万700mあり、耐用年数を経過している管路は1万1,618mで、全体の0.8%、耐用年数まで10年未満の管路は14万1,622mで9.4%、それ以外は89.8%となっております。

なお、公共施設及び道路、橋梁、上下水道のインフラ施設を合わせた平成25年度の年間維持補修経費については、総額で6億4,000万円余りとなっております。

次に、公共施設等総合管理計画の取り組みにつきましては、平成29年3月までに、箱ものに限らず公共施設とインフラ施設の全てを対象とした計画期間が10年以上の管理計画の策定を総務省では要請しております。このため、全庁的な取り組み体制による計画策定が必要になることから、来年度において専門の担当部署を設置し、本格的な計画策定の作業を進めてまいります。

計画内容としましては、人口減少の見通しや状況把握した施設の実情や課題、今後施設が提供するサービスの必要性などを踏まえて、本市として最適な施設の規模や数量等の配置方針を検討してまいりたいと思っております。

具体的には、施設の経年劣化の状況や利用状況、稼働率、運営コストなど一定の基準による分析を加え、未整備となっている固定資産台帳を整備し、その情報を活用しながら施設の維持管理、修繕、更新などの長寿命化にかかわる実施方針のほか、施設の複合化や機能集約などによる統合や廃止などを進めていく基本的な考え方を盛り込んでいきます。

また、計画の実施段階においては、施設利用者や地域住民などの合意形成も重要なことから、地域協議会での協議やパブリックコメントを実施しながら、平成28年度中の計画策定を目指してまいります。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

○15番（金谷道男） ただいまの答弁で、非常にこう把握していただいている、あるいは調査中ということで、すごい膨大な仕事量で大変だったと思います。お答えいただいて感謝申し上げたいと思います。

ただ、ただいまここで聞きましたけれども、これ数字と中身を全部聞いた状態でわかるというのには、ちょっと私も頭よくありませんので、今すぐ聞いて中身を理解することとはちょっと難しいなと思いますので、もしできればですね、こういった公共施設、あるいはインフラ資産についての、今、市長から答弁いただきましたような内容を、コンパクトな形で作成して、議会の方に提示いただけないものかなと思います。この先いろんなことを考えるときに、私非常に重要なデータではないのかなと、そんなふうに思っておりますので、もしできるようであれば、是非そのようにしていただきたいと思っております。

私この質問をしたのは、やっぱりこの後、非常に昨日から人口減少の問題、あるいは地域をどうするのかという対策についていろんなお話が出ておりますが、私も非常に危惧しているものなんです、その根底にあるのは、やっぱりこの公共施設とかインフラについて、どうやって、何をどう残すかということが、この後の財政とか、それから仕事をやっていく上での本当に重要な部分、スタートではないのかなと思っております。そういった意味で質問させていただいたんですが、いずれこの計画の最終目標は、その施設の整理ということになるのかなと思います。その内容にしても、それは改造するのか、あるいは廃止するのか、別のものに使うのかという、個々の今出てきた公共施設に限らずインフラ資産についても私はあるのではないかなと、そんなふうに思っています。そ

のときに今、市長も答弁の中で申されておりましたが、市民視点を活かした取捨選択をしていかなければならないというようなことも言っておりました。私は加えて、その地域毎にこれまで合併して10年ですけども、その前にそれぞれの地域が、ある意味特色を持たせた施設も造ってきたものがあると思います。そういった施設については、むしろ全体で利用するというような形の使い方もこの後あるのかなという気がします。それから、各地域や中央が全部のその公共的施設を全部フルセットするかつては、そんなものは当然余り考える必要のないことで、あるものから順番に使って行って動くということもあるのではないかなと。先程の小山議員の質問の中でもちょっと思ったんですが、やっぱり結局統合されていきますと、動くのは住民であって、その住民の方々が動けるところであれば、むしろ施設として有効なところを使ってやるということも、これは当然選択肢の中に入るのではないかなと思っています。そんなことも考えてほしいなど。

それから、仕事が先なのか施設が先なのかという話ですね。施設を残すための仕事ではなくて、あくまでも仕事をやる拠点としての施設という考え方がなければならぬのではないかなと、そんなふうに思います。いずれ今、次期総合計画の検討に入っています。この中で新たな公共施設の建設とかインフラの資産形成も含めた計画が出てくるのが予想されます。私は、今せっかくこうやって公共施設の総合管理計画を策定するという事になっていますので、その新規施設についても、そういった視点をもって考えていていただきたいなと思います。耐用年数までの管理費、施設の必要度、想定効果、そういったものは当然考えてほしいし、それも新設よりも今あるもので対応できないのか、活用できないのか、そういった内容も含めてのやっぱり検討を、いい機会ですから私やるべきではないのかなと思っています。人の話の受け売りで大変恐縮なんですけれども、元鳥取県知事であり、総務大臣を務めた片山義博さんがこういうことを言っておりました。「今、国が動こうとしている地方創生政策について、その方向性は間違いがない。が、自治体が国の政策パッケージを丸飲みすると、バブル崩壊後の交付税大盤振る舞いに乗り、身の丈を超えた公共事業の実施によるその後の地方財政の危機、平成の合併による合併特例債にひかれた規模拡大による行政サービスの低下など、対価を払うことになる。二度あることは三度ある、要注意。」と述べておりました。私は大仙市がそうしていると言っているのではありませんが、仕事をこれまで私も職員としてやってきた私の反省も含めて、当たらずとも遠からずな部分もあるなど私はそう思ったのであります。ではどうすればよいのか。これは普段市長が言っているとおりであります。自

治体が自ら考え、自らの頭でやる。でも、その力が衰えているのではないかということも片山さんは言うておりました。もちろんここで言う自治体というのは、市役所という意味ではないと思います。市民、議会、市長、市職員の総体だと思います。やっぱり今あるものの精査をしっかりとしてから、必要なものはやっぱりやらないといけないと思います。その必要なものを、耐用年数を含めた維持管理もどうするのかといったことも含めて、しっかりとした判断をするべきというふうに考えております。そういった点について市長も当然そのとおりでという答えをいただけたと思いますが、私はあえて今、総合計画の策定期期に入っているそういったタイミング、そして今、この総務省で、私もちょっと見させていただきましたが、非常にこういったことについては留意しなさいよとか、こういう判定でやりなさいねということも、かなり細かいところまで示しているようであります。是非そういった方向で考えていただきたいということで今お尋ねをするわけですので、是非ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 全体的な再質問ということで、大変参考にさせていただきたいと思っております。

今、我々が取り組んでおります経営改革班ですね、2年間でこういう作業をやるということで、かなりまとまりつつあります。まずこのまとまったものについて、いずれ議会の皆さんにお願いしまして全員協議会等で、どういう実態、どういう把握をしているかということ、まずお示ししなきゃならないのではないかなと思います。それに基づいて来年度、この計画を実施していくための専門部署を設置したいというふうに考えておりますので、年度内には当然、2カ年の調査は終わっているわけでありまして、これをまずお示ししながら、どういう実態であるのかということ、まずお示ししながら新しいこの専門部署の役割等もお示しをしながら前に進みたいと思っております。

この総務省から全体に指摘する以前に、我々自身では、議会の皆さんからもこの件については前々からいろんなご指摘を受け、ご質問等を受けておりました。いずれやはり国全体からもこういう公共施設等のこれからのあり方については、大きな方針が出てくるだろうという前提でおりましたので、準備だけは1年先行した形でやらせていただいておりますので、総務省が示した公共施設等総合管理計画の様々な細かい指摘等、そういうものをほとんど現在の調査の中に入れていくつもりでありますので、少し我々としてはこの件については先行して物事を考えてやってきているということも含めまして、

いずれ今年度中の、まず来年ぐらいでしょうか、1月とかですね2月とか、議会の全員協議会の中でお示ししながら専任部署の設置の、より具体的な、どういう仕事をしていくのかということも含めて協議をさせていただきたいと思っています。

○議長（橋村 誠） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○15番（金谷道男） 是非そのようにお願いしたいと思います。総務省の留意事項の中に、議会や住民との情報共有をしっかりとやることという項目も乗っかっておりました。私先程言いましたように、まず実態を調べていただいて、それを我々も共有しながら、そしてまた先程申し上げましたように、私はこれは市長の責任とかということではなくて、やっぱり自治体として全体の責任だと思います。そのためには、まちづくりの方向をまずどうするのかということになるんだと思います。やはりこれから人口が少なくなっていくときに、いわゆるコンパクトシティというイメージだけが走っていくのではなくて、やっぱりコンパクトな市をどういった形に創るのか、要するにそれぞれの地域、8地域がまとまって大仙市になりました。このことについては変わらないと思いますし、その8地域の中でもそれぞれやはり施設とか内容の、あるいは統合とか兼用とか自分の方で使う、隣で使うとか、そんないろんな考え方がこれ含まれて初めてこの計画というのは生きてくるんだと思います。くどいようですけども、せっかく今、実施計画も見直ししようということですので、それとあわせてスタートラインとして、この地域はこうやる、私、同じ手法で、同じことのサービスをやるから一体感とか平等ということではなくて、やはりそれぞれのところで目的とするところが満足できれば、市民の方々というのは私、満足をするんだと思います。ややもすればそうでない方もおりますけれども、私はやっぱりそこに住んでいる方々が困っていることに対して的確に対応できる体制を作ってもらえれば満足度は上がる。それが必ずしも全部が同じやり方でなくて、可能なこともあるんじゃないかなと、そういう知恵を一杯出させていただきたいし、我々も一緒にやっぱり考えないといけない、これは大変重要な問題だと思いますので、今日は半分問題提起みたいな形でやらせていただきましたが、我々議会でもこういったことを調査する、あるいは研究する機会とか機関を作るべきだということも思っておりますので、あわせて議会の方にも提案みたいになります。そんなことを申し上げまして質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（橋村 誠） これにて15番金谷道男君の質問を終わります。

【15番 金谷道男議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、9番佐藤文子さん。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい、9番。

【9番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（橋村 誠） 1番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） 日本共産党の佐藤文子です。一般質問者の最後の質問として行わせていただきます。

最初の質問は、子ども・子育て支援法改正に伴う新制度について、幾つかお尋ねしたいと思います。

今定例会には、関連する条例案等が出されておりますけれども、制度上の問題等で感じていることを述べさせていただきますので、そういう意味で条例に関する質問も幾つか含ませていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

まず最初に、新制度の問題ですが、仕事に就くために保育所の入所を申し込んだが希望の保育所には入れず、遠方の保育所に通っている。また、空きがなくてなかなか入所が決まらないといった声が寄せられており、待機児童の問題は大都市だけではなさそうであります。

保育需要の高まりの背景には、労働者賃金の低下で共働きせざるを得ないという状況があります。また、政府内では、特殊出生率の低下と将来の労働力不足、女性労働を活用するための保育の受け皿拡大は不可欠といった議論がなされているところであり、こうしたますます高まる保育需要に保育の量的拡大は必要だが、コストは極力抑えたいという国の意図から打ち出されたのが子ども・子育て支援制度だと私は思っています。

子ども・子育て支援制度は、来年4月実施の予定で今定例会には新制度に基づく基準を示した条例案3件が上程されているところであります。新制度は、介護保険制度をモデルとしており、その最大の特徴は、これまで市町村の責任によって保育を提供するという現物給付の制度を改めました。そして、利用者と事業者の直接契約を基点とする現金給付の仕組みに変わるわけであり、市町村は、保育の契約に介入することはできないために、市町村の責任が後退し、保育の市場化に道が開かれることになるものであります。

また、新制度では、これまでの保育所、幼稚園、認定こども園などの施設類型型に加えて、新たに定員1人から5人の家庭的保育事業、定員6人から19人のA型からC型に分類する小規模保育事業、定員1人の居宅訪問型保育事業、さらに事業所内保育事業という地域型保育の事業類型が導入されます。これらは定員規模が小さいということを利用して、保育所に比べて保育士資格者の割合や給食の扱いなどに基準の緩和が行われております。例えば小規模保育事業B型では、保育士の割合は2分の1以上であればよい、C型では市町村で研修を終了した家庭的保育者、いわゆる無資格者の方でも可能としているということです。また、給食は、園内調理を原則とするものの、連携施設から搬入する場合は、調理室や調理員を置かないことも可能としていることなどが挙げられております。これらのことは、施設や事業によって保育の内容に格差が持ち込まれてくることになるのではないかと思います。

さらに、新制度では、市町村の保育実施責任を明記した児童福祉法24条1項により、保育所については現在と変わらず市町村の責任で保育が実施され、保育料も市町村が徴収しますが、保育所以外の認定こども園や家庭的保育事業では、基本的に利用者と事業者が直接契約し、保育料も事業者が徴収することになります。

定員超過などで利用調整する場合は、双方とも保護者の希望や優先度を考慮して、これは市町村が行うとしております。しかし、保育所以外の直接契約の施設については、市町村は施設への利用要請と利用者への斡旋程度というふうなことしかできないはずですので、十分な利用調整ができるのかというそういう疑問も出されております。

これまで、子ども・子育て支援制度が抱える問題の一端を述べてきましたが、そこで質問をいたします。新制度は、子どもの権利保障という点から見ても多くの問題を抱える制度であると考えます。保育行政にあたっては、保育実施責任を明記した児童福祉法24条1項を堅持し、格差のない保育・教育の推進と現行水準を後退させず、むしろ拡大を図っていくという立場で是非とも望んでいただきたいものであります。市長は子ども・子育て新制度に対し、どのような考え、問題意識をお持ちかお聞かせ願います。

2つ目には、新制度は子育て支援にかかわる制度を根幹から転換するものであります。スタートの来年4月に向け、条例化や子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられており、この10月からは新制度に基づく認可事務、保育認定事務が始まろうとしており、急ピッチでの作業が進められているようであります。しかし、こうした動きは保護者をはじめ保育関係者には、新制度の内容がほとんど知らされていないというのには

問題があると思います。保護者、保育者への十分な周知、説明会などの開催が必要だと考えますが、見解をお聞かせ願います。

続いて、子ども・子育て支援法に基づく大仙市本定例会に上程された関連条例案についての幾つかの質問をさせていただきます。

まず、児童福祉法24条の1項と相反する条例問題についてお尋ねしたいと思います。

まず市町村では、政府が政省令で示した条例案を検討する時間はほとんどなく、自治体の多くが国の基準どおりの条例案で提案の準備を進めていると言われております。本市の子ども・子育て支援法に基づく関連条例案も省令基準というふうなことで説明されているところでもあります。

しかし、政府案には多くの問題が指摘されております。第1に、保育所については児童福祉法第24条1項の市の保育実施責任が、新制度においてもこれは明確に残されているわけでありましたが、条例案はそれをほとんど無視した内容になっております。例えば、議案第94号にあります第2章第2節、運営に関する基準に明記している第6条、正当な理由のない提供拒否の禁止等の3項に特定教育・保育施設は利用定員の総数を超える場合は保育を受ける必要が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考するものとしております。施設が選考するんだということを明記しているわけです。4項には、利用申込者にかかわる子どもに対し、自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な施設、または事業を紹介するなどの措置を速やかに講じなければならないと、これも措置を講ずるのが教育・保育施設にあるということを明記しているわけです。また、第13条、利用者負担額等の受領においても、保育施設は特定教育・保育を提供した際は、保護者から利用者負担額の支払いを受けるものとするというふうにしており、いわゆる保育所が保育料の徴収をすることを明記しているわけであります。

こうした問題は、保育所については市の保育実施責任のもとで保育所の選考や保育料の徴収も斡旋も、市が行うことは新制度になっても変わらないというふうなわけでありますが、これらの条例はこれらと相反する内容になっているというふうなことが言えると思います。そこで、実態に合った規定を本則でしっかりと行うべきではないかと思いますが、見解をお伺いいたします。

次に、上乘せ、あるいは実費徴収を容認する問題についてお尋ねします。

同じくこの第13条、利用負担額等の受領の4項というふうなところには、日用品、

文房具、その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用や施設に通う際に提供される便宜に要する費用、いわゆる通園バスなどのことだと思いますが、これらを実費徴収することができるというふうに規定しております。こうしたことは、市町村の同意が必要になってくるとは思いますけれども、いずれ上乗せ徴収だとか実費徴収は、家庭の状況の配慮がなされず、一律に徴収される可能性もありますし、上乗せ徴収、実費徴収を、この保育料の徴収基準に盛り込まないようにすべきではないかというふうなことで、これに対する見解を伺いたいと思います。

3つ目には、議案第95号、大仙市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、待機児童の解消や女性労働活用の上で保育の受け皿として打ち出された家庭的保育事業等の設備及び運営の基準は、保育格差をもたらす問題が多く含まれております。保育士の割合の基準と給食に関する国の基準は、現行認可保育所との大きな隔たりのある基準となっております。子どもが受ける保育に格差がもたらさないよう条例では配置基準上の保育者は、全て保育士に、保育者は全て保育士にするというふうなこと、また、給食は自園方式にして調理員を配置すべきというふうに考えますが、いかがでしょうか。

以上で第1の質問を終わります。

○議長（橋村 誠） 1番の項目に対する答弁を求めます。栗林市長。

【栗林市長 登壇】

○市長（栗林次美） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、子ども・子育て支援法に基づく新制度は、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大と教育・保育の質的改善」、3つ目「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的に創設され、急速な少子化の進行や待機児童問題など、子育てをめぐる課題解決のために国・県・市町村が一体となって取り組むこととしているものであります。

大仙市としては、これまで進めてきた認定こども園を一層充実できる環境が整備できるほか、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の充実が図られるものと認識しており、新制度により幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援を総合的に推進してまいります。

次に、新制度の周知につきましては、市のホームページに掲載しているほか、事業者に対しましては、国からの情報を逐一提供して制度の周知に努めるなど、児童家庭課を

新制度の窓口として対応しているところでもあります。

今後は広報でも順次掲載しお知らせするほか、保育所等が実施する保護者説明会の機会を捉え、説明してまいりたいと考えております。

次に、児童福祉法第24条第1項と相反するとの指摘につきましては、この児童福祉法第24条第1項では、認可保育所における保育は市町村が実施することと規定されております。本条例は、子ども・子育て支援法の規定により、省令の基準に従うべきものと、参酌すべきものを考慮した内容としているものであり、保育所以外の認定こども園や幼稚園につきましては、保護者と施設・事業者との契約となることから、保育料の徴収はそれらの施設が行うこととなります。

一方、認可保育所につきましては、子ども・子育て支援法の附則において、現行制度と同様に保護者と市町村の契約となるため、保育料は市町村が徴収し、施設に対して保育に要する費用を委託費として支払うこととしているものでありますので、児童福祉法第24条第1項と相反するものとは認識はしておりません。

次に、上乗せ徴収、実費徴収につきましては、事業者が上乗せ徴収や実費徴収を行う場合は保護者の同意を必要としております。なお、保育料等の負担軽減のためのすこやか子育て支援事業につきましては、新制度に向け、現在県において見直しが進められておりますので、市といたしましても見直し状況を確認しながら、負担軽減が図られるよう検討してまいります。

次に、家庭的保育事業につきましては、需要の多い0歳児から2歳児の受け皿となって待機児童の解消が図られるよう、主に都会を対象に創設される事業と認識しております。

具体的には、家庭的保育事業、小規模保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業であり、小規模保育事業は、さらにA型・B型・C型に分類されます。

保育従事者につきましては、全てを保育士とする小規模保育事業A型、保育士の割合を2分の1以上とする小規模保育事業B型、必要な研修を修了した保育士と同等以上の知識と経験を有する家庭的保育者による家庭的保育事業、小規模保育事業C型及び居宅訪問型保育事業となります。

また、職員の配置基準につきましては、小規模保育事業A型及びB型は、0歳児は3人に1人、1歳児から2歳児は6人に1人、家庭的保育事業及び小規模保育事業C型は0歳児から2歳児、3人に1人、居宅訪問型保育事業は1対1とし、保育所の職員配置

基準と同等かそれ以上となっております。

給食基準につきましては、認可外保育所において給食提供は任意であったものを、外部調理による提供を可能としておりますが、原則は自園調理による提供を基本としているものであります。

乳幼児の保育需要に対し、市といたしましては認可保育所や認定こども園において対応することを基本と考えております。しかし、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応し、質が確保された保育を提供し、子どもの成長を支援するという国の方針に基づき、家庭的保育事業等の認可基準について条例を制定し、多様な事業の中から利用者が選択できる仕組みとするものであります。

なお、これらの事業の認可、指導・監督につきましては市町村が行うことになっておりますので、最低基準を超えて常にその設備及び運営を向上していただくよう働きかけていくことになります。

【栗林市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○9番（佐藤文子） 新制度の考え方、問題意識というふうなところで少し伺いたいと思います。

介護保険制度をモデルにしているというふうに申し上げましたが、入所申し込みがあった場合には、保護者の労働時間やそういったものを加味しながら、保育にどれだけ必要なかという必要量を決定する保育認定というふうなものが行われるようであります。この保育認定については、広報等が既に住民の皆さんにお知らせしたというふうなことを伺っておりますが、中からその、どう変わるんだと、これまでの保育の内容が、どういうふうになるんだというふうな声は早くも聞かれました。いわゆる支援法で挙げている目標というふうなものは、非常に量的・質的改善を図って、総合的なそういう図っていくというふうなお題目はいいわけですが、実際に子どもさんを保育所に預ける方々は、何よりも、これまで預かっていただいた保育時間、また、保育料、こういったものが負担が増えるというふうなことにならないのかという点と、それから、しっかりと今まで延長保育等、見ていただいている方々にとっても負担が増えずに、しっかりとそういう時間を確保していただけるのかというふうなことがあります。こう

した問題、また、定員が超過している保育所も現実にあります、市内の保育所から太田の方面の遠くの方の保育所に入っているというふうな方々もいらっしゃいます。こうした斡旋が、利用調整が、実際市で行うわけですが、こうしたところには子どもさんの送り迎えは保護者が行っているわけですが、地域の保育園では通園バスなどが回っておりまして、現在はそれが無料で行われていると思います。こうしたことが、この新たな条例も作られる中で、その通園バスと、通園に保育所に通うのに便宜に資するものについての実費徴収などのできるというふうなことなんかも規定しているので、こうしたこれまでの通園バス、無料の通園バスが有料になったりしないかというような心配、こうしたことなどが具体的に寄せられておりますので、この新制度に変わって、この保育料が高くなるのかと、しっかりと今までのとおりの保育時間を確保していただけるのか、延長保育などで見ていただいていた方々の保育料が、原則8時間としている新しい制度の中での保育時間、それが延長することで保育料に加算されるのではないかと、こうした疑問にどうお答えするのか少し教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（橋村 誠） 栗林市長。

○市長（栗林次美） 再質問にお答えしたいんですが、その一字逐次それぞれの点について答えるということは私はできませんので、ただ、私この自治体の長として、大仙市は保育、そして幼児教育、この面については責任を持ってやっていくということで様々な子育て支援、様々なやれること、やってきているつもりです。要は、国が全体の制度を決めていくわけですが、我々自治体もそれに合わせて条例等も用意していかなくやなりません。国が全体の制度を決めていきますから、それはユニバーサルなものになっていると思います。やはり都会にとっては、ここの部分を条例としてももう少し強化しなくやならない部分とか、そういうやっぱり区分けをするのが我々自治体の仕事ではないかと思っています。ですから、こうした問題に対して、その自治体が今まで何をやってきたかということがまず前提にならないと、全部一律全国平等にということはありませんので、そういう視点でお答えしたいと思います。

現在、国の全体の制度解説等いろいろありますけども、私もいろいろ見ても、よくわからない部分がたくさんあります。ただその法律ができて、自治体、こういう部分についてやっぱり条例を作りなさいと、作らないというわけにはいかないのですが、ただその、どこで責任を持つかというのは、市がこの問題については市として責任を持ちますよと

いうことでやってきた以上、そこをまず信頼していただかないと、逐次その状況が少し違うのではないかとされるものにお答えすることはできないと思います。出てきた場合は丁寧に説明をするという、利用者に不利にならないようにやっていくという考え方を説明していきたいというふうに思っています。

現在、この子ども・子育て新制度、これについて国から示されてきているいろんなものが、資料がございますが、これを少し大仙市的にわかりやすくして、利用者の皆さん、関係者の皆さんに説明し直しをしようという、そういう今試みでこの資料を、新しい資料を用意しております。国から示される全体の資料につきましては、前提条件がかなり違うのではないかと思います。こういう中で、例えば深刻な待機児童の問題、幾つかこういう前提条件があるんですが、あるいは放課後児童クラブの不足、小一の壁とかですね、これは実際にやってきたところにとっては、確かに待機児童の問題は若干ありますけども、これはやり方で改善できますし、今年度も新しい保育士を少し増やししながら、途中でも対応できるようなものもやってきました。改善できています。これ、こういう問題については、全国一律ではなくて、我々のところはかなり先行している部分、あるいは意識的にやってきた部分ありますので、こういう問題を整理しながら全国標準みたいなもので議論するのではなくて、この地域でやれていること、やらなきゃならないこと、そういうことをきちっと整理をして利用者の皆さんに説明していく必要があるのではないかとというのが現課との協議の中でやっておりますので、もう少しわかりやすい説明資料を作りながら、この大仙市として今までやってきたことを含めまして入れながら、利用する皆さんが不安にならないようにしていきたいというふうに思っております。そういう答弁でよろしいでしょうか。

○議長（橋村 誠） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○9番（佐藤文子） 質問というよりも、お願いであります。いずれこの制度は、介護保険制度をモデルにしているというふうなことで、保育の必要量に応じたまた保育料というふうなことにもなっていくますし、決められた保育必要量よりもはみ出るときのその保育料の問題、こういったことへの不安が大変にやっぱり出てきますので、是非ともこれまでの水準を下げない、そして負担を増やさないというふうな立場で是非とも臨んでいただきたいというふうなことを申し上げて終わりたいと思います。

○議長（橋村 誠） 一般質問の途中でありますが、この際、昼食のため、暫時休憩します。再開は午後1時といたします。

午前11時59分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（橋村 誠） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。次に、2番の項目について質問を許します。

○9番（佐藤文子） ロタウイルスワクチン接種に助成をとということで質問いたします。

ロタウイルス感染によるロタウイルス胃腸炎は、5歳までにほとんどの子どもが感染する感染症のようであり、冬から春先にかけて流行し、急激なおう吐と白色水様便を頻りに排泄し、3割から5割の方に発熱を伴うようであり、ロタウイルス感染症は、世界では5歳未満の小児が約50万人死亡するとされており、先進国では死亡する例は少ないとのことですが、おう吐、下痢に伴う脱水や痙攣、腎不全、肺炎、脳症などの合併症のために入院治療に至るケースもあり、重症な急性胃腸炎で入院する原因としてはロタウイルスが最も多いと言われております。

ロタウイルスワクチンは2回経口投与するヒトロタウイルスを弱毒化した1価弱毒性ワクチンと3回経口投与する5価ワクチンがあるようです。1価は生後2カ月まで、5価は生後32週まで、それぞれ完了するようであり、

ワクチン導入後、ロタウイルス感染症は、先進国、発展途上国問わずに劇的に減少しており、さらに集団免疫効果も認められているようであり、

予防接種費用は、1人1万円前後もする高いものでありますが、接種を希望される方々が増加しているとのこと。赤ちゃんは重い病気にかかることなく、穏やかに健やかに育てほしいと願い、経済的事情の有無にかかわらずロタウイルスワクチン接種への助成を求めるものですが、見解をお聞かせ願います。

以上です。

○議長（橋村 誠） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松副市長。

【老松副市長 登壇】

○副市長（老松博行） 質問のロタウイルスワクチン予防接種への費用助成につきましてお答え申し上げます。

ロタウイルスにつきましては、議員からもご指摘がありましたように、乳幼児の急性

重症胃腸炎の主な原因ウイルスとして知られております。ロタウイルスに感染すると、二日から四日の潜伏期間後、発熱を伴う水様性の下痢とおう吐が繰り返し起こり、合併症として、痙攣、肝機能異常、急性腎不全、脳炎、心筋炎などを起こすことがあります、死に至る場合もあります。現在は、予防接種法に基づくものでないため、任意予防接種として被接種者と医師との相談によって判断し、全額個人負担で接種しております。今年8月現在、公費助成をしている自治体数は、全国で107市町村、このうち秋田県では、にかほ市、由利本荘市、八峰町で実施しております。

現在、国におきましては、予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会のロタウイルスワクチン作業班におきまして、ロタウイルスワクチンの効果及び安全性等について検討を行っております。ワクチン接種助成につきましては、この検証結果と国の動向を見極めた上で、大曲仙北医師会と相談しながら検討してまいりたいと思っております。

【老松副市長 降壇】

○議長（橋村 誠） 再質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○9番（佐藤文子） その検証結果が出る見通し、その医師会との相談の上で検討していきたいというふうな答弁であります。それはいつ頃になるというふうなものなのか、大体目途があるのであればお聞かせいただきたいと思えます。

私は、今回のこのロタウイルスは、やっぱりほとんどの子どもがかかる感染症であるというふうなこと、そして感染力が非常に強いというふうなこと、そして、子どもの15人に1人が入院するというふうなことも、この病院の方で、お母さん方に示しているロタウイルス感染症についてのこの資料がありますが、そこにはそういうふうなことが書いておまして、非常にこの、15人に1人が入院するというような病気なのであれば、これは予防接種効果がはっきりと劇的に減っているというふうなことも既に言われて、任意接種があちこちで行われているわけですので、これはそういう多くの子どもが入院するような事態をつくらないためにも、予防接種というふうなものを早くやって、集団感染を引き起こさない。ノロウイルスで苦い経験を持っているわけですので、是非ともこのロタウイルスでの保育園での休園だとか、あるいは保育園閉鎖、そういったことなんかにならないようにですね、予防接種というふうなものは助成をして、早くみんなが受けられるようにしていくというふうなことから今回の質問を取り上げさせて

いただきました。先程のいつ頃までにその検証結果、そして医師会との話し合いというふうなものが出せるものなのかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（橋村 誠） 老松副市長。

○副市長（老松博行） 再質問にお答え申し上げたいと思いますが、具体的な見通しについては、今現在は承知しておりません。ただ、昨年11月に、このロタウイルスワクチン作業班、中間報告という形で11月にしております。その内容を見ますと、作業班において我が国の定期接種化にあたっては、定期予防接種化にあたっては、ロタウイルスワクチンの副反応発生状況の分析、評価や、医療経済学的な評価について、まだ課題があるとの認識で一致しているということでもあります。そういうふうに報告されておりますので、引き続きその検討結果や対応を見極めたいということにしております。そうした結果、検証結果が出た上で大曲仙北医師会とも相談して検討してまいりたいということでもありますので、具体的な国の作業班のスケジュールについては、残念ながら承知できませんので、よろしく願いいたします。

○議長（橋村 誠） 再々質問ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） はい。

○9番（佐藤文子） 国の方でのそうした検証結果というふうなことを待っていますと、なかなかいつ実施できるかわからないというふうな感じもするわけですがけれども、いずれその国の定期接種に、いわゆる予防接種法に基づく定期接種にもっていくというふうな上で、そこまでなった予防接種でも、いろいろ副反応、あるいは合併症というかそういったものが出て、非常に見合わせるというふうな予防接種も中にはありまして、任意接種だからといってその副反応等の検証がきちんと出されなくても、これは集団感染の予防上、非常に有効的だというふうな判断でもって、にかほ市、由利本荘市、八峰町等で、もう既に助成実施をしているというふうなことのようでもありますので、そういったこの入院、これにより入院する子どもがいて、医療費を増してしまうというふうなことを引き起こすよりも、こうした予防接種でもって集団感染をやっぱり抑えていくというふうなことは、むしろ自治体の判断として大いにこの進めていくべきことなのではないかと思っておりますので、その辺のこの考え方に立っていただきたいなというふうに思うわけです。

○議長（橋村 誠） 老松副市長。

○副市長（老松博行） 定期予防接種の関係でも、ご指摘のとおり子宮頸がん予防接種等については、皆さんご存知のとおり状況となっておりまして、大変慎重を要する問題だというふうに認識しております。

そうした関係で、任意予防接種の中で今、市が取り組んでおりますのは、ご存知のとおり風疹の緊急対策ということで25年度から任意接種であります成人向けの風疹予防接種については市で取り組んでおりますけども、それ以外については全て定期予防接種ということで、国の責任において実施されるその予防接種を実施しているということであります。慎重性を期す意味でも、そうした対応をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋村 誠） これにて9番佐藤文子さんの質問を終わります。

【9番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（橋村 誠） 次に、日程第2、議案第92号から日程第13、議案第103号までの12件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第92号から議案第103号までの12件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第14、決算特別委員会の設置についてを議題といたします。

お諮りいたします。平成25年度大仙市一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定審査を行うにあたり、お手元に配付しております決算特別委員会委員選任一覧表案のとおり、25名の委員で構成する決算特別委員会を設置したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって、25名で構成する決算特別委員会を設置することに決しました。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第15、決算特別委員会委員長、副委員長の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。先程設置されました決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任につきましては、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

決算特別委員会委員長に、19番渡邊秀俊君、同副委員長に4番佐藤隆盛君を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました19番渡邊秀俊君を決算特別委員会委員長に、4番佐藤隆盛君を同副委員長に選任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって、19番渡邊秀俊君を決算特別委員会委員長に、4番佐藤隆盛君を同副委員長に選任することに決しました。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第16、議案第104号から日程第36、議案第124号までの21件を一括して議題といたします。

これより質疑に入りますが、通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第104号から議案第122号までの19件は決算特別委員会に、議案第123号は教育福祉常任委員会に、議案第124号は建設水道常任委員会に、議案付託表のとおり、それぞれ付託いたします。

○議長（橋村 誠） 次に、日程第37、請願第2号から日程第41、陳情第13号までの5件を一括して議題といたします。

本5件は、お手元に配付の請願文書及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（橋村 誠） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、9月10日から9月17日までの8日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋村 誠） ご異議なしと認めます。よって、9月10日から9月17日までの8日間、休会することに決しました。

○議長（橋村 誠） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る9月18日、本会議第4日を定刻に開議いたします。
大変ご苦勞様でした。

午後 1時14分 散 会